

「NCB 宝くじ付定期預金」景品規定

「NCB 宝くじ付定期預金」発売期間中に、当該定期預金をご新約いただいたお客さまには、本規定により景品として当せん金付証票（以下「宝くじ」といいます）を進呈します。

1. 発売期間

2026 年 10 月 1 日（木）～2027 年 3 月 31 日（水）

2. 進呈する宝くじの種類・枚数

- 宝くじの種類はサマージャンボ宝くじ（以下所定の宝くじ）とします。
- 預入金額 100 万円単位で宝くじ 5 枚を進呈し、進呈枚数に上限は設けません。
- 進呈する宝くじは、5 枚単位の連番とします。

〔進呈する宝くじ枚数〕

宝くじ進呈枚数	進呈する宝くじの合計枚数 (5 年間継続の場合)
5 枚/100 万円	25 枚/100 万円

3. 変更権

以下の場合には、当行が上記で定めた数量分に替えて購入するために見込んでいた金額と同程度の金額で購入できる他の宝くじ、またはほかの物品を景品として変更することができるものとします。

- ①所定の宝くじが販売されなかった場合
- ②所定の宝くじの販売時期が大幅に変更になった場合
- ③所定の宝くじの販売価格が変更になった場合
- ④その他所定の宝くじを、お客さまにご提供できない事情が生じた場合

4. 宝くじの進呈方法

進呈する宝くじは保護預り方式とし、お客さまには当行所定の方式により割り当てられた所定の宝くじの番号（連番）を通知するハガキ（以下「割当番号通知ハガキ」という）を郵送してお知らせします。宝くじ現物の進呈はいたしません。割当番号通知ハガキを紛失された場合の再発行はいたしかねます。なお、「割当番号通知ハガキ」による宝くじ現物への引換および当せん金の請求はできません。

5. 割当番号通知ハガキの発送

(1) 宝くじの進呈基準日

お客さまに進呈する所定の宝くじの枚数は、下記に定める毎年の基準日現在での「NCB 宝くじ付定期預金」残高に応じた枚数といたします。

基準日	毎年 5 月末日
-----	----------

(2) 自動継続後

1 年目の自動継続時（預入日の 1 年後の応当日）、2 年目の自動継続時（預入日の 2 年後の応当日）、3 年目の自動継続時（預入日の 3 年後の応当日）、4 年目の自動継続時（預入日の 4 年後の応当日）にこの預金を自動継続された場合も、毎年の基準日での「NCB 宝くじ付定期預金」残高に応じた宝くじを進呈いたします。

なお、5 年目の自動継続時（預入日の 5 年後の応当日）からは、金額に応じてスーパー定期預金、大口定期預金の扱いとなり、宝くじの進呈はございません。

(3) 発送先

割当番号通知ハガキは、当行にお届けいただいている自宅住所にご郵送いたします。お客さまが当行に対して諸通知不要のお届けをしている場合でも、この通知ハガキは送付されます。

（勤務先などのお届け自宅住所以外への郵送や案内不要などのお取扱はできません。）

(4) ハガキ不着について

割当番号通知ハガキが到達しなかった場合には、通常到達すべき日に所定の宝くじをお客さまに進呈したものとみなし、割当番号通知ハガキの不着、延着について当行および株式会社みずほ銀行はその一切の責任を負いません。

(5) お届け予定日

割当番号通知ハガキのお届け予定時期は、以下のとおりいたします。

発送回数	割当番号通知ハガキ発送時期
1 回目	2027 年 7 月下旬（予定）
2 回目	2028 年 7 月下旬（予定）
3 回目	2029 年 7 月下旬（予定）
4 回目	2030 年 7 月下旬（予定）
5 回目	2031 年 7 月下旬（予定）

6. 当せん金の入金手続き

お客さまに進呈した宝くじが当せんした場合、当該定期預金の利息受取口座（利息受取口座の登録がないお客さまにおいては、当行が指定するお客さま自身の普通預金口座）に入金いたします。その際、個別の通知はいたしません。なお、当行で普通預金口座の取引がない場合や利息受取口座を解約された場合や、お客さまの責めに帰すべき事由等により、当せん金の入金が不能または遅延となった場合、当行はその一切の責任を負いません。

7. 当せん金の入金時期

当せんされた場合の当せん金の入金予定時期は、抽せん日から 1 か月以内（予定）となります。

8. 「宝くじの日お楽しみ抽せん」について

宝くじの抽せんに外れても、「宝くじの日お楽しみ抽せん」が実施された場合、当せんした方には、株式会社みずほ銀行より賞品カタログが郵送されます。

以 上
(2026 年 10 月 1 日現在)